平成２４年（フ）第２４７２号
大阪市北区天満２丁目15番６号
債務者　株式会社グラフ東京
代表者代表取締役　水野　貞夫
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柏木　千鶴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月30日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８２６号
福岡市東区和白２丁目４番６号
債務者　株式会社モビリティージャパン
代表者代表取締役　池見　孝一
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴田耕太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月30日午前11時30分
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２５３８号
大阪府豊中市上津島１丁目４番14号
債務者　株式会社三和製作所
代表者代表取締役　玉田　　勉
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　豊田　祐介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月３日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１９号
富山市山田湯1565番地
債務者　有限会社平等富士薬品
代表者代表取締役　平等　政樹
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　深水　信行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月４日午前10時
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５３２号
京都市右京区太秦奥殿町19番地１―201号
債務者　有限会社ナッツセンター
代表者取締役　川端　執詩
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　若宮　隆幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月６日午前10時
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１４７号
神戸市中央区元町通４丁目２番19号
債務者　有限会社トラストホーム
代表者取締役　瀬戸口博幸
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富塚　浩之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月７日午前10時40分
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４８７号
堺市堺区香ヶ丘町１丁10―27　丸栄マンション１階、商業登記簿上の本店所在地堺市北区新金岡町５丁３番521　ミモザコート２Ｆ
債務者　有限会社プランティングサポート
代表者取締役　加藤　良太
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　影山　博英
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月13日午後２時
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５２号
鳥取県米子市河崎3309番地の24
債務者　有限会社鳥取ゴッデス
代表者代表取締役　橋本　洋司
1　決定年月日時　平成24年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　正男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月20日午後３時
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第４４２号
福岡県宗像市神湊651番２号
債務者　株式会社清明観光
代表者代表取締役　下垣内信二
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　斉藤　芳朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月20日午後３時
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１２０号
愛知県一宮市大赤見2846番地
債務者　小池毛織株式会社
代表者代表取締役　小池　康文
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　亮治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月５日午前10時
名古屋地方裁判所一宮支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第５１号
山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥乙3278番地カームハイツＡ102号
債務者　三浦　孝子
1　決定年月日時　平成24年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　遠藤　正紀
4　破産債権の届出期間　平成24年７月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月６日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第６９８号
福岡市南区平和４丁目１番20―309号
債務者　石津紀代子
1　決定年月日時　平成24年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日野　孝俊
4　破産債権の届出期間　平成24年６月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月20日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３０号
千葉県鴨川市奈良林999番地
債務者　川﨑八重子
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　　仁
4　破産債権の届出期間　平成24年６月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月21日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２４年（フ）第９３０号
名古屋市中区千代田１丁目15番22号、住民票上の住所名古屋市中区新栄１丁目40番24号
債務者　斉藤商店こと　斉藤　勝義
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福本　博之
4　破産債権の届出期間　平成24年６月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月５日午前10時40分
6　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２２号
愛知県一宮市今伊勢町宮後字郷中茶原544番地１ハイム野村101号
債務者　小池紗千子
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　亮治
4　破産債権の届出期間　平成24年７月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月５日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１４５号
静岡県沼津市岡宮597番地の３　グランメール花輝105
債務者　片岡　克彦
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本多　裕子
4　破産債権の届出期間　平成24年６月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月25日午前11時45分
6　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係